

第14回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成20年10月24日（金） 14:00～15:15
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 橋口行政管理局長、田部事務室長 小森主任調査員ほか
(厚生労働省) 森山総括審議官
(社会保険庁) 坂野長官 薄井総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長
福本運営部企画課長 井上運営部年金保険課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他
5. 会議経過

【葛西委員長】 ただいまより第14回の年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。よろしくをお願いします。

それでは、工程表に基づく進捗状況、それから宿題となっていた事項についてのご回答、そして質疑応答ということにいたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【福本企画課長】 それでは、資料の1と2をまずご説明いたしたいと思います。

資料1でございますが、最初でございますのは、年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況のポイントを書いたものでございます。個別事項のところは、「ねんきん特別便」の送付の状況、あるいは回答の状況でございます。①は、「名寄せ特別便」、今年の3月までに受給者、加入者にお送りしたものでありますが、今、回答をいただいております。現時点で、受給者、加入者、合計で655万人の方から回答をいただいております。

それから、②のところは、その名寄せ以外の特別便、「全員特別便」でございますけれども、4月から10月末までにお送りをすることになっております。現在の時点で、回答の状況でありますけれども、受給者は2,500万人、それから加入者は1,370万人の方から回答をいただいております。このあたりは後ほどまた詳しくご説明したいと思います。

それから、(2)、これは相談・広報の関係でございますけれども、10月、11月は、

土日を開庁して相談に対応する、あるいは、ねんきん特別便専用ダイヤルを1,200席を配置して対応するというようなことを続けております。

(3)は、未統合記録の解明状況の進捗状況、いわゆる5,000万件の状況でありますけれども、「ねんきん特別便」等の送付、それに対する回答というようなものを通じまして、751万件の記録の持ち主がわかり、基礎年金番号に統合されたという状況でございます。以上、ポイントでございます。

その後ろに資料をつけておりますのは、進捗状況表で、年金記録問題の全体像を、現在までの取り組み、それから今後の予定に分けて書いたものでございます。説明は省略したいと思っております。

続けて、資料2にまいります。進捗状況の詳細であります。資料2のまず1ページでございます。3月までに送付した「名寄せ特別便」の状況でございますが、左のほう、受給者300万人、それから加入者730万人に送付いたしております。回答状況は、右のほうにございますけれども、9月30日現在で、年金受給者は8割の方、それから加入者は5割5分の方から回答をいただいております。トータルでは655万人、先ほど申し上げた数字でございます。

「訂正あり」、「訂正なし」という欄が右にございますが、「名寄せ特別便」でございますので、訂正がある、自分には抜けている記録があるということで回答された方の集計でありますけれども、9月30日現在のところ、受給者は4割の方から、加入者は7割の方から、トータルでは395万人、6割の方から「訂正あり」ということで回答をいただいておりますという状況であります。

資料の2ページを飛ばしまして、3ページにまいります。3ページは、「全員特別便」の数字でございます。左のほうに発送の数字を書いてございます。受給者3,300万人、それから、現役加入者は全体で6,400万人でありますけれども、9月末までの段階では4,300万人に送付をしており、10月末までに残りの2,000万人ということでございます。回答の状況ですけれども、年金受給者の方からは7割、加入者の方からは3割、合計で3,800万人、全体では半分の方から回答をいただいております。「訂正なし」の状況について一番右下にありますけれども、受給者、加入者ともに9割の方は、記録を確認して、間違いはない、「訂正なし」ということで回答をいただいておりますという状況でございます。

進みまして、4ページでございます。4ページは、加入者の「ねんきん特別便」の発送

の状況でございます。受給者はこの4月、5月に全数発送を終えておりますけれども、加入者については、今年の6月から現在までこういう状況で送付をしております。第2号被保険者の方に対しては、共済以外は現時点で送付を全部終えております。一番下、1号・3号の被保険者の方に対する送付でありますけれども、8月末から送付に入りまして、10月の今週までかかりまして送付を終えました。ここまでが実績でございます。今残っておりますのは、この黄色の部分、共済組合のご本人の方であります。これが、一番右下に小さな数字が出ておりますけれども、75万件。これを来週27日から送付しまして、30日に全部送付を終え、これで全部終えるということになります。今、こういう状況で進んでおります。

資料の5ページであります。5ページは、フォローアップ照会の状況でございます。受給者の方にお送りをしておる「名寄せ特別便」は宙に浮いておる記録があるわけですが、自分の記録を御覧いただいて、「訂正なし」という形で回答が来ておる方に対して、入念的にフォローアップ照会をしていくというフレームのものでございますが、この9月12日現在で23万人の方にフォローアップ照会を行っております。その結果、下のほうでありますけれども、2番で、ご本人の記録であると確認できた方が8割、ご本人の記録ではないと回答された方が2割ということになっております。このフォローアップ照会で、上の1番の「※」の1つ目のところに書いてありますが、現時点で62万7,000人がこのフォローアップ照会の対象であるというふうに考えておまして、現在のところ、この資料では23万人の方に電話または戸別訪問で照会を行ったという実績でございます。このフォローアップ照会については、引き続き進めていきたいと考えております。

このフォローアップ照会に関しましては、資料をさらにめくっていただきまして、8ページでございます。先ほどのものは全国の状況でありますけれども、それを都道府県の事務局別に見た数字がこの8ページの資料でございます。照会対象者数、(A)の列であります。62万件。それに対して照会の件数の実績が(D)の列でありまして、一番下の23万件。これは先ほどの数字でありますけれども、都道府県の事務局別に見ると、このような状況になっております。前回、一番右にあります(D/A)という欄、全体の母数がどれぐらいあって、そのうち照会がどれぐらいあったのかということがわかるようにという話があったので、照会対象件数のうち実際に照会が終わった数字、(D)を(A)で割った数字を一番右に書いておりますが、御覧いただきますように、都道府県別に差が

ございます。全体では一番右下、4割程度の38.2%を照会したということでありましてけれども、東京、埼玉、あるいは千葉等はこの全体の中からはいきますと低い数字ということになっています。これは、それぞれの事務局の事情として、「ねんきん特別便」を送付し、その相談、あるいは照会の対応に今までは時間を割いておった関係上、フォローアップ照会がなかなかできていないということでありましてけれども、今後、この電話照会等に関しては、外部に委託するなり、賃金職員を活用するなりと、体制強化することを通じて、この照会件数の割合を上げていくということと考えております。

9ページに進みます。9ページは、電話相談の状況でございます。ねんきん特別便専用ダイヤルで電話相談に応じておるわけでありましてけれども、その電話がかかった件数、それに対応できた件数であります。前回までのこの会議での報告で、8月末ぐらいまでの報告をしておったと思います。下のほうから2つ目の行でありますけれども、7月から8月いっぱい、あるいは9月の上旬までは、この応答率は、9割程度で推移をしておりました。9月の第2週から応答率が5割を下回るという状況になっております。御覧いただきますように総呼数が50万件を超えるというようなことになりまして、応答率が下がって、5割から3割ということになっております。この原因は、先ほど「全員特別便」の送付状況を話しましたけれども、8月末から、1号・3号の国民年金の対象者の方々に「ねんきん特別便」の送付を始めたわけでございますが、それ以前の、8月より前の状況と比べますと、1つは、これは1週間当たりで出していますが、1号・3号の被保険者の方々に送付することによって数が倍程度になっているということで1週間当たりの送付数が増え、その分、電話がかかるということと、それから、1号・3号被保険者に特有の問い合わせの電話がかかっておるということであります。特に、3号被保険者の方々にお送りしていますので、その3号被保険者の方々が3号被保険者の制度についての理解を深めるために電話がかかっているというようなことがございまして、9月の第2週以降、こういう状況になっているのではないかと思います。コールセンターの対応としては、先ほど申し上げましたが、最大数の1,200席までブースを増やしまして対応しているという状況であります。1号・3号被保険者には、今週で全体の送付は終わりましたけれども、電話の状況については、このような状況になっておるといところでございます。

それを、10ページでございますが、グラフにしたものであります。折れ線グラフが応答率であります。グラフにしてみますと、右のほう、9月に入って総呼数が増え、応答率が下がっておるといことが見てとれます。それより過去の状況については左のほうに

書き、それから下のほうにコメントを書いております。

相談日という意味では、11ページですけれども、先ほども申し上げました、10月、11月は、開庁して対応しているというようなことがございます。

資料のほうは先に進みまして、13ページのご説明をしたいと思います。これも、3か月ごとに集計し、報告をいたしておる数字でございますが、社会保険事務所の窓口にとれぐらい年金記録相談が来ておるかということを示しておる数字でございます。今回の数字として新しいのは、4月、5月、6月の月別及び4月、5月、6月を全部足した数字でございますが、左のほうには3月末までの累計が書いてあります。4月に入りまして、年金相談窓口での記録確認が、例えば4月のところだと77万件の相談があったという数字が出ております。これは、この前の1月、2月はこの資料ではちょっと数字が出ておりませんが、1月、2月は五、六十万件ぐらいの数字でございました。それに比べますと、4月に入って70万件、5月は90万件ということで増えておりますけれども、これは、冒頭で申し上げましたように、「名寄せ特別便」を1月、2月、3月と出し、それから、4月からは「全員特別便」を出しており、そのことによって窓口に来ていただくということも増えておりまして、4月、5月は相談が増えておるというような状況でございます。今までの、6月末までの全体の相談の累積は、一番右端であります、1,165万件ということになります。

資料の14ページは、これも3か月ごとに集計し報告しておる数字でございます。一番上に書いてありますのは、相談受付件数の数字でございます。6月までの相談分1,166万件、先ほど申し上げた累計数字でございます。これは窓口で相談に来られている数であります、下のほうは国民年金に関しての記録の訂正の状況でありまして、オンライン上に記録はなかったが、領収書をご本人がお持ちでありましたので記録を訂正した数です。20年6月までの件数で、9,803件と出ており、これが新しい数字でございます。そのうち一番下は領収書しかなかった件数で、オンライン上に記録はないが、領収書をお持ちなので訂正をした数です。ただ、紙台帳、マイクロフィルム等に記録があったというものを除きまして、領収書だけで、これは行政が発行した領収書でありますので訂正をしたというもののみを調査いたしますと、3,297件になっておるということでございます。これが新しい数字でございます。

それから、最後、16ページでございます。前回のこの会議で、無年金者の方に対して年金記録の確認の呼びかけをしておると説明したところ、その状況について報告すべしと

いう話がありました。それに関する資料でございます。1枚目のところで書きましたように、無年金者の方については、介護保険の被保険者でもありますので、その介護保険の案内が市町村から送付をされる、その際にあわせて年金記録の確認を呼びかけるということをしております。年金から介護保険料を特別徴収する人を特別徴収者と呼び、普通徴収者はそうでない方でございますが、介護保険料の普通徴収者は年金がございませんので天引きをしておりません。この普通徴収者の中には、年金が全然ないか、あるいは年金が低額の方も含まれておりますけれども、その方々に対して送付する介護保険の納入告知書に年金確認のチラシを同封するというのを考えておりました。実際、1,800のほとんどの市町村にご協力いただきまして、②のところですけれども、チラシを同封して送付した件数は、トータルで324万件、送付をいたしております。その結果として、③であります。これは、チラシを入れて送付をした1つ1つの効果ということについてはわかりかねるわけですが、従来、無年金であった方が、年金記録が見つかったことによって年金受給権が発生した方がおられます。これらの方はわかりますので、この5月から、窓口でそういう対応、処理をしたものを本庁に報告を上げるという仕組みをつくっております。下から2行目ですけれども、この5月、6月の2か月間で、無年金であった方で年金が受け取れるようになった方は全国で35人おられました。35人の方については、記録が見つかったことにより、年金受給権が発生し、トータルで基本25年以上の受給権があるということになって、35人の方は年金受給権に結びついたということでございます。以上、ご報告でございます。

17ページは、自治体が配布いたしましたときのチラシでございます。

資料2は、以上でございます。

【井上年金保険課長】 続きまして、資料3に沿いまして、「標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案」について、ご説明を申し上げます。

厚生年金の記録において標準報酬をさかのぼって引き下げる、ないしは資格喪失日をさかのぼって訂正する、こういう事案につきまして、年金記録確認第三者委員会でそういった社会保険事務所の処理が合理的な処理とは言えないと、こういうようなあっせん事案が出てまいりました。それからまた、具体的に事業主の方から、社会保険事務所の職員から示唆を受けて、事実と反してそういう遡及して標準報酬を引き下げるような処理をしたというような証言があった事案、こういったものが出てまいりました。そういったことを受けて、私どもといたしまして、17事案につきまして調査をしてまいり、本年9月9日に

調査結果を取りまとめ、年金記録問題に関する関係閣僚会議においてご報告させていただいたところでございます。その関係が資料の1ページのところでございます。

17事案についての調査ということでございますが、この17事案と申しますのは、この資料の1.の下に「※」1というのがございます。ここを御覧いただきますと、17事案の経緯ということで、1つは、第三者委員会に申し立てがあり、あっせんに至った事案16件。これは、正確に言いますと、今年の2月末までにあっせんに至った事案16件ということでございます。それから、②といたしまして、事業主が、社会保険事務所の示唆により、事実と反して遡及訂正をしたと証言をしている事案が1件ということで、合わせて17件について調査をしてまいったということでございます。

この調査の視点でございますが、その下の「※3」のところを御覧いただきますと、標準報酬・資格喪失の遡及訂正については、例えば、届出していた報酬額が経営難で支払われなくなっていた場合に、実態に合わせて届出されている報酬額を遡及して引き下げるといふ、実態に合わせて訂正するというものもあるわけですが、これは適正な処理である。一方、報酬額は高いままであるのに、実態に反してさかのぼって報酬額を下げるというようなことを、事務所職員が示唆した、ないし知っていた、こういう場合には、社会保険事務所の職員の対応として問題になるということで、こういった形での職員の関与というものがあつたのかどうかについて調査をしてきたということであります。

その結果が1.の下の3つの「○」であります。17事案のうち、2つ目の「○」ですけれども、社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる事案が1件ございました。これは事業主の証言があつた事案でございますが、この事案については、事業主の方が当時の届出書の控えを持っていて、そこに職員の筆跡があつたという物的証拠があつたということ。それからまた、事業主から明確な証言があつた一方で、社会保険事務所の筆跡にかかわる職員がその筆跡は自分のものであるというのを認めた。それからまた、この事業所については具体的には覚えていないんだけど、さかのぼって標準報酬を下げるとか、そういった処理を行ったことがあるという、そういう証言なり物的証拠を総合的に勘案して、1件については職員が事実と反する処理であることを知っていたという事案ということで整理をいたしました。

その下の15件については、事実と反する処理であることを職員が知っていたかどうか明らかにならなかったということでございました。多くの事案が、十数年前といいますが、平成1けた台、ないし昭和50年代ということで、かなり時間のたった事例が多い。

また、関係者、職員、それから事業主側の方々の証言も、非常に不鮮明なものが多い。また物的証拠も残っていない場合が多いという中で、職員の関与というものが明らかにならなかった事案というのが15件でございます。

それから、一番上の「○」なんですけれども、これはやや特殊な事例でございまして、遡及して厚生年金の資格喪失をさせたこと自体は事実即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあった事案ということでございます。これは、遡及して厚生年金の資格喪失日が訂正されておったわけなんですけれども、証言なり残された物証なりを見ますと、さかのぼった日付のところで親会社から子会社に所属が変わった、身分が変わったということが確認できると。したがって、親会社の適用に関して遡及して訂正したこと自体は間違いではなかったのではないかと。ただし、その後、子会社の厚生年金の適用をしなければいけないところを国民年金に入るような指導をしていたということで、その後の指導に誤りがあったというふうに考えられる事案というものが1件という結果でございました。

2. のところでございますが、今回の調査対象事案、17件ございましたが、この結果を踏まえた対応ということでございます。

まず(1)といたしまして、職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる1件の事案でございますが、これに関しては、この職員が他に関与した事案がなかったかどうか等の調査を行った上で関係職員に対して厳正に対処するというところでございます。ほかの事案にもかかわっていないかどうかについて現在調査をしているところでありまして、その結果を踏まえて必要な処分等を行っていくということでございます。

(2)につきましては、この調査対象事案に係る事業所に勤務していた他の従業員、いわば同僚の方々でございますが、同僚の方々について同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について早急に事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行うということでございます。同僚の方々についても早急に接触をし、そして事実の確認をいただいているところでございまして、順次必要な記録の訂正を行っているところでございます。

次の2ページ目でございます。こうした調査結果を踏まえた、今後の対応ということでございます。1つ目に、上記以外の第三者委員会あっせん事案等の調査の実施ということでありまして、今回の調査では2月までにあっせんがあった16事案ということで調査をいたしました。それ以後、さらにあっせんが行われておりまして、10月20日時点で52件、さらに増えております。16プラス52ということなので累計で68件ということになりますが、その後あっせんが行われた事案についても同様に調査を行っていくとい

うことであります。それから、外形から同様の事案と見られる申し立てのあった事案についての分析調査を行っていくということでもあります。それから（3）は、元社会保険庁の職員、具体的には滋賀県内の社会保険事務所で徴収担当ないしは適用担当の課長の経験のある元職員でございますが、この方がマスコミ報道などの中で組織的に不適正な遡及訂正処理が行われていたとの証言を行っております。この件についても、事実関係の調査を行っているところでございます。これについても、ご本人に対してもコンタクトしてお話を伺うべく取り組んでいるんですが、まだご本人からはその了解が得られてない状況で、引き続き面談を申し入れているところでございます。また、社会保険事務所の職員に対する調査、それから、物的証拠の調査、事業所に対する調査、こういったものを進めているところでございます。

次に、2. のところでございます。記録を抽出した上での調査ということでありまして、9月9日の閣僚会議のときにまとめられた調査方針が最初の「○」に書かれております。上記の調査等を踏まえ、オンライン上のすべての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行うことについて早急に検討し、実施するという方針が9月9日に取りまとめられ、それを踏まえて、具体的な取り組みとして、次の「○」にあるようなことを今取り組んでおります。第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づきまして、不適正な標準報酬の遡及訂正処理の可能性のある記録の絞り込みを行ったところでございます。これについては、このページの下に「※」で3つの条件とありますけれども、この3つの条件すべてに該当する記録、こういったものは不適正な処理の可能性が高いものではないかと。これは、第三者委員会のあっせん事案、それからまた同様事案、こういったものを分析すると、約9割がこの3つの条件すべてに該当するというところでございまして、この3つの条件すべてに該当するものは非常に不適正な処理の疑いの濃い記録であろうということ、まずこういったところから、ご本人に記録の確認をしていただき、また調査をしていくという取り組みをしております。この6万9,000件の中でも特に、厚生年金の受給者、およそ2万件でございますけれども、こういった方々については、既に受け取られている年金額がもしかすると本来の年金額より低いものになっている可能性があり、非常に救済の必要性が高いということもございます。それからまた年齢も基本的には65歳以上の方が大部分ということで、標準報酬のさかのぼりについて丁寧な説明が必要であろうということございまして、そういったことを受けて、本年10月16日から社会保険事務所職員がご本人のご自宅等の個

別訪問を順次開始しております。ご本人に記録を確認いただき、また、そこで事実と異なるという申し出があったものについては調査を行い、必要な記録訂正に結びつけていく。また、さらに職員の関与等の調査にもつなげていく。こういう取り組みを始めたところでございます。

また、3つの条件のところでございますが、①標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている、②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている、③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている、この3つの条件のいずれかに該当する方、それぞれ1つ1つに該当する方の件数を単純に合計しますと、144万件になります。13ページに内訳の表がございます。13ページのところをらんいただきますと、各条件に該当する件数ということで、1つ目の条件に該当するものが約15万6,000件、2つ目の条件、5等級以上遡及してというのが75万件、3つ目の条件、6か月以上遡及してというのが約53万3,000件ということで、実際にはそれぞれの条件に該当するものの間の重複がありますが、単純に合計した延べ件数で言いますと約144万件ということでございます。こういった方々につきまして、単に1つの条件に該当するという場合には、例えば中小零細企業で必要な届出が遅れたり、届出に誤りがあったりして、それをさかのぼって直すということもございますので、適正な処理というものも多数含まれているというふうに考えられます。一方で、不適正な処理が含まれている可能性も否定できないということから、こういった延べ144万件に該当する方につきましては、後ほどご説明いたします年金受給者への標準報酬等のお知らせ、現役加入者への「ねんきん定期便」に注意喚起を行う文書を同封して、特に注意して記録のご確認をいただくということにいたしたいと考えているところでございます。

次の3ページ目を御覧ください。3. は年金受給者による記録確認ということでございます。特に不適正な処理の可能性の高い2万件については個別訪問を既に開始しているところでございますが、一方で、(1)、これは既に行っていることも含めて書いてございますが、年金受給者に対し、社会保険事務所等における相談の呼びかけをし、また、20年度中にインターネットによる年金記録の照会を開始するという。2つ目に、(2)として、昨年12月から年金受給者に送付している「ねんきん特別便」でご本人に資格喪失日等の記録を確認していただくということ。さらに、平成21年中に、厚生年金受給者全員に対して、特別便では資格喪失日の確認はできるわけですが、標準報酬が入っておりませんので、来年中には標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、ご本人に記録を

確認していただくということでございます。先ほど申し上げた144万件に該当する方については、これにさらに注意喚起を促す文書も同封するというところでございます。ご本人から申し出があったものについては、社会保険事務所の事務処理や事業主等の調査につなげていくということでございます。

4. は、現役加入者による記録確認でございます。まず、今年2月から送付しています「ねんきん特別便」によりまして、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。また、来年4月からは、現役加入者に「ねんきん定期便」、これは標準報酬月額の情報も含むものでありますけれども、これを送付いたしまして、ご本人に標準報酬も含めた記録の確認をしていただくということでもあります。

最後に、再発防止の徹底ということでありまして、今後、同様の事案が生じないように再発防止を徹底していくという観点から、1つ目にまず、特に遡及訂正処理というのをを行う場合には、事実関係が確認できる貸金台帳や法人登記簿等の添付というもの、これも既にマニュアル等で徹底を図っているところでございますが、再度、通知等で徹底を図っていくというようなことを考えております。また、滞納事業所に関する事務処理について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築する。また、一定の遡及訂正処理に係る届出については、社会保険事務局段階で事前チェックを行う等々、再発防止についても徹底して取り組んでいくということでもあります。

以上のような一連の取り組みを通じまして、まずは被害者の方の救済というものを迅速に進めていく。また、2つ目には、社会保険事務所の職員がそういう不適正な事務処理にかかわっていたかどうかについての調査、その事実解明というのを徹底的に図って行って、それを踏まえて、そういう関与が明らかになった場合は厳正に対処していくということ。3つ目に、再発防止というものを徹底していく。こういう3本柱で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【葛西委員長】 それでは、ご説明のあった事柄につきまして、ご意見、ご質問があれば、自由にお出しいただきたいと思っております。

【磯村委員】 特別便の関係と標準報酬の改ざんの関係、2つの点から伺っていきいたい。大部分は次回に回答いただくことで結構でございますが、1点だけきょうお示しいただきたい部分があります。それは後ほど申し上げます。

まず特別便の発送でございますが、この10月末で一応の完了だということのようで、

大変な作業だったろうと思います。あとは、国のお金も随分かかっていることだろうと思われまじ、これを機会に、一体、国民の皆さん、受給者、加入者全体約1億人がどの程度納得されたのかという数字をつかむ仕組みをぼつぼつお考えいただいて、かかったお金と一応納得された方の数字が、毎月でなくてもいいですから、三月に一遍ぐらい、1億人の方のうち、お金はこれくらいかかっていますけれども、これくらいの方が納得しておられますよというふうな数字をお示しいただくというのが、使ったお金に関する開示義務とも言いまじょうか、報告義務とも言いまじょうか、果たせるんじゃないかなというふうに思うんです。かかった経費はこれだけだよというのを三月ごとにお示しいただく仕組みを次回でもお聞かせいただければ大変ありがたいなというのが、特別便の関係で1つでございます。

それから、特別便の関係の2つ目。フォローアップ照会、依然として私の記録じゃありませんという回答が多いんですね。今日の数字ですと、5万2,000人であると。これは、皆さん方が当方でつながるだろうと思って発見された記録の中でこれだけの否定回答があるということは一体どういうことで、これの一致状況というのが、これまで一体どうだったのか。それから、これを処理するための対応策というのは、21年度中に稼働する予定の画像データ検索システム以外に何かあるのか。画像データ検索システムが稼働し出すとかなりの部分は救われると思いますが、そのシステム以外に、当方で発見した記録で私の記録じゃありませんといって残ってしまう部分をどう対応するのか、これの対応策を次回お示しいただければありがたいなと思います。

以上2点が、特別便の関係でございます。両方とも次回で結構でございます。

続きまして、標準報酬の関係でございます。実は6月5日の第11回の監視等委員会で私のほうから、ぜひ早急に標準報酬の改ざんの問題、システム対応も含めてお願いできないかということをお話ししましたら、石井部長のほうから、もっと優先順位の高いものがあるから、そちらを優先するんだという趣旨の説明がございました。議事録を拝見いたしました。そういう趣旨だったように私は理解しております。

ところが、システム対応をつくるのに大変手間がかかるはずのものが、何とわずか三月、すなわち9月18日には6.9万件という数字が公表されているんですね。じゃあ、そのシステムをつくるのにわずか三月でできたのかどうか。僕は多分そんな簡単にはできないだろうと思うんですが、そのシステムが三月でできなかったのなら、前からあったシステムがうまく使えたのか。前からあったシステムが使えたんだったら、それをなぜ6月5日の

ときにお隠しになったのか、あるいはご存じなかったのか、その辺の経緯を、これは今日この場できちっと理解できるようにお示しいただきたいなと思います。

それから、標準報酬について、あと4点ばかりございます。資料3の「標準報酬・資格喪失」のほうの3ページでございますが、5番目に再発防止の徹底というのがございます。現在、滞納事業所が約12万事業所あるというふうに向っております。この12万事業所に対して再発防止ということが必要なんだろうけれども、ここに書いてあります再発防止、(1)から(5)までのほかに、必要なことがあると思います。こういうふうな格好で標準報酬の改訂があったり、あるいは脱退があったりした場合に、例えば脱退事業所の従業員に対して、国民年金への移行とか、国保への移行をほんとうに積極的に勧めになっていらっしゃるのかどうか。これをおやりになれば、かなり変な部分が救済できる。かつ、防止もできるわけですね。それから、従業員からの承諾書をとるように仕向けておられるのかどうか。あるいは、改訂があった場合には、当然、さかのぼっておれば、その分だけ従業員から天引きした分を返さなきゃいかんのですが、その返す手続をきちんととるように指導なさるのかどうか。かつ、従業員から、返してもらいましたという領収書をとるようにしてあるのかどうか。というふうな、もうちょっと具体的な、実務的な部分の再発防止策をお加えになるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。これは次回で結構でございます。

それから、標準報酬についての3つ目。こういった事例というのは、過去、おそらくコンピュータ導入以前からあったと思うんですが、その長年の間、一体社会保険庁の監察は何をしておられ、何をしておられたのか。監察結果にこれが全くないということであれば、これは監察官の職務怠慢になるのか、ならないのか。この辺、次回お示しいただきたいなと思います。

4番目。全国ベースの集計が一体次のような分類で可能なのかどうか。遡及月数ごと、滞納額の有り無しごと、それから延滞金の有り無しごと、これをぜひ事業所ベースでおつかみいただきたいなと思っております。そこから、対策なり処分なりがスタートするんじゃないかと思います。先ほどのようにシステムがわずか三月でできるんだったら、これもできると思います。

標準報酬の5番目。コンピュータ処理以前の改ざんされたデータの抽出方法はあるのかどうか。これも次回で結構でございます。

以上、標準報酬に関して5点。そのうちの1点だけ、今日お示しいただければと思いま

す。

【葛西委員長】 今のご要請について、方針並びにお答えをお願いします。

【石井運営部長】 今の磯村先生のご指摘の中で、私の説明が、要するに当時の説明とその後動き、どのような関係のものとしてとらえたらいいのか説明をというお話なので、そこについて申し上げます。

6月5日の時点、そのように申し上げたと思います。そのときに申し上げたのは、まず背景でございますけれども、当時、大臣直属の、年金記録問題に関する特別チームが活動しておりました。この特別チーム、社会保険庁に直接関与しないということで、具体的にどのような詳細な取り組みをなさっているのか、私ども6月5日の時点では承知しておらなかったわけでございます。しかし、そのチームによる取り組みがスピーディーにいくよというということで、周辺環境の整備だけはさせていただいていたわけですが、具体的には、1つは、3月末だったと思いますけれども、サーバーを1つ新たに調達いたしました。確か、それを使っていただくということにしていたかと思っております。そのサーバーにホストコンピュータのほうにございます一定の関係のデータを落とし込んでいて、特別チームのほうではそれをもとにずっと分析をなさってきたという経緯だったと思います。私ども、概略そういうことをやっているんだろうとは思っていたんですが、どのくらい詳しい情報がその中に入っているのか、詳しく承知していなかったものですから、私が説明をさせていただいた時点においては、それを利用するということはちょっと考えないという前提で、お尋ねいただいた段階で、取り組みとすればそういうふうにシステム対応が要る。それから、その時点では、5,000万件のほうの未解明の記録、これの解明を何しろ先にしようという優先順位でもございましたものですから、そのことを併せて申し上げたというのが経緯だったと思います。

じゃあその後どうだったんだという話なんです、特別チームが作業のためにサーバーのほうに移した情報、これは非常にデータのいろいろな豊富なものがあることがわかりました。そして、それを私どもが使うことによって、今回6万9,000件という形で抽出するもとなった、いわばスペック、これに見合う情報がその中に入ったので、活用させていただいたと。時点としては、いわゆる古い情報ではございます。けれども、過去の分析、それらについての対応を考える上においては、リアルタイムに近いような鮮度の高いものである必要はもちろんございませんので、それで私どもも対応しようということで、その後やってきたというのが経緯でございます。そういう意味で、もしかすると誤解を持たれ

ような経過になってございますかもしれませんが、実際はそういうことでございますので、ご理解いただければというふうに存じます。

【磯村委員】 ありがとうございます。そういうことならば、こちらから質問する前にきちんとその経緯を自発的にお示しになるべきですね。それが1点。

それから、特別チームとおっしゃいましたが、皆さんと同じレベルの情報を持っておられる方じゃございませんね。部外者ですね。そうすると、部外者の方がお考えになっても、そういうシステムをそれだけの間、わずかな時間にお作りになれるわけです。この標準報酬の改ざんの問題というのは、何も3月から始まった問題じゃございませんね。その前から、去年の暮れから、実はあったわけですね。舛添大臣が国会でも、今年の4月には、確か160件あるとお答えになっていらっしゃる。その時点でこういうことをご準備なさっておくべきなんじゃないんですか。外部の委員会の方がわざわざシステムをお作りになるまでもなく、皆さん方がもっと積極的に、自主的におやりになるべきなんじゃないんですか。そんな感じがいたします。だから、当然、私どもは誤解を持つわけでございます。

【石井運営部長】 経過としてはほんとうに申しわけない形になってはございますけれども、今後、そういうような誤解がないようにやっていきたいと思えます。ただ、1点だけ付け加えさせていただきますと、ホストコンピュータのほうの運用状況は、3月の「名寄せ特別便」を送りきるころまでほんとうにぎりぎりのスケジュールの中で動いてございまして、調達したサーバーにホストコンピュータの情報を移したのはその後ということでございますので、ご指摘の趣はもっともだと思いますけれど、そういう事情があったということだけは心にとめておいていただければというふうに存じます。

【村岡委員】 今の、1点だけフォローしますと、要するにデータベースの専門家がいればできた話だと思います。それになまじ中身を知っている人が絡むとかえってややこしくなったんじゃないかと思えます。

1点お願いしたいことがあるんですが、今、「訂正あり」が何件というデータをいただいているんですけども、具体的にこの「訂正あり」の中の何件がほんとうに訂正に至って、何件が訂正に至らなかったか、しかも、訂正に至るまでの時間がどれだけだったかというところがやっぱり「訂正あり」と言われた方にとっては興味があるというか、非常に問題だと思うので、そのデータをこれからは付けてご報告いただければありがたいと思うんです。要するに、「訂正あり」だけ来たからあとはおしまいじゃないわけで、訂正するところまでいかないとおしまいじゃないわけですので、そのデータをぜひお願いしたいと思いま

す。

それから2点目なんですが、4月からの「ねんきん特別便」で「訂正あり」と言われた方が、ざっと言うと全体の約4%いらっしゃるわけですね。回答が50%で、そのうちの8%の方が「訂正あり」と言われましたから、単純に算出をすると、約4%の方が「訂正あり」と言っているらしいです。4月から10月までは、標準報酬の情報が入ってなくて、年金の加入期間だけです。他方、それについては、確か紙台帳とオンラインのデータをチェックしたときに、これはサンプルデータですからもちろんその正確度は別にしても、約1.4%が違っていたと。繰り返し、これはサンプルデータですから違うかもしれませんが、これからいろいろやってみなきゃいけない話ですけども、一つ疑うとすると、4%の食い違いということで、実はほかにも全然考えていなかったような落とし穴があったのではないかと、あるのではないかと。繰り返し、今日の時点でわかりませんから、これは単に想像だけです。

また、国民に対しては、今どういう作業をやっていて、どれだけのデータが出ていて、こうですよということを順次報告していかないといけない。多分それはホームページにありますとすぐおっしゃるんだと思いますけれども、おそらく一般の国民の方はホームページなんて御覧にならないとすると、やはりそれもしかるべく、適宜、一般の方が見やすいような形で、ここまで来ましたということは報告していただいたほうがいいと思いますので、それをご検討いただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願ひします。

【葛西委員長】 今のご要請に対するお答えを。

【中野所長】 ご要請のありました点の1つ、「訂正あり」のものについては、その後どのような最終的な審査結果になったのかという点については、少しお時間をいただき、準備をいたしまして、整理をしてみたいと思います。

それから、2点目としまして、4月から10月までの「ねんきん特別便」に対して「訂正あり」とおっしゃった方がおられて、一方で、私どもで調査をいたしました結果、1.4%の記録の誤りがあったという厚生年金の紙台帳との突合の差でございますが、この点は1点目でご指摘のありました「訂正あり」の中身の審査の結果というものをもう少しよく分析してみますとわからない点がございます。ただ、今日の段階で私がこれまで「訂正あり」という形でご回答いただいたものを見たものの中には幾つか、これは体系的ではございませんけれども、私どものご説明が十分行き届いていなくて、年金制度についての

誤解をされて、記録が間違っているのではないだろうかというご心配をおかけしているものがあるように思います。例えば、いわゆる3号被保険者の期間が昭和61年以降しか入っていないというので、おかしいのではないかとというふうなご指摘がございます。3号被保険者制度というのは61年からできたということがありまして、それ以降しか期間がない。それ以前、同じように専業主婦として仕事をしておられたのに3号被保険者期間になっていないのはどうしてだろうと、こういったものも含まれておりますので、若干多目に出ている分があるんだらうと思っております。いずれにいたしましても、よく分析をしたいと思います。

【村岡委員】 念のために申し上げますけれども、もちろん分析していただくのはありがたいと思いますが、その違いがあるから徹底的に最後の1けたまでということを申し上げているわけではありません。技術的にやれる範囲というのがありますから。

【磯村委員】 標準報酬の改ざんの問題でお話がありましたが、改ざんされた従業員が年金をもらう段階になって、標準報酬が半分になっていたとか、あるいは、脱退させられていたということに気付いた時点で、もう何年も前だから事業主は倒産していて証拠がないと。証拠がないから標準報酬を幾らにしたらいいかわからないというふうな場合に、例えば、確か労働保険でも一部採用していると思うんですが、当時の勤務状況から見て厚生年金の加入者であることには間違いなかった。被保険者であることには間違いなかった。しかも、勤めていたことも間違いなかった。当時のその業種の平均賃金、規模における平均賃金、あるいは年齢、そういったものを例えば中小企業庁のデータベースから持ってきて、証拠がなくても大体この程度の標準報酬になるであろうというのをみなし扱いにして証拠がない人を救済するなんていうルールもある程度つくっておけば、納得しやすいですね。そういった部分をもうちょっと知恵を絞ってお考えいただくことも、僕は必要だろうなというふうに思っております。

【住田委員】 責任、はじめのつけ方ということについて申し上げます。今までいろいろな問題がこの委員会が始まってから起きたと思います。特に金銭的な損害が発生したものの、例えば、誤った記載内容のものを送ってしまって、それを再送付した件のように、明らかなミスで、かつ多額の損害が出たものが何件かありましたが、それにどう対応するのか、どこに責任があったのか、発注先の業者のミスなのか、社保庁の内部の個人の担当者の指示ミスなのか、などにつき、最終的にどこかで見た上で、この程度のミスというのは通常の業務の中であり得るとのみ込めるのか、それとも重大な過失と考えて一定の民事責

任を追求しなければいけないのかということ、考えなくてはいけないのではないかと思います。

今回の標準報酬の遡及訂正事案につきましては、単なるミスではなくて、意図的な財産犯とみられる事案なので、きちんとした形でその損害を償う必要があると考えます。ただ、償うとしてもどういうふうな算定をするかにつき、今磯村委員がおっしゃったんですけど、税務署は似たようなことで推計課税という手法を採っています。このケースは、逆に支払うわけですが、その税務署の推計課税に倣ってこのぐらいだという算定することは、十分可能であろうと思います。いろいろな知恵を尽くした上で最終的にきちんと責任をとっていただきたい。特に最初のミスについては、個人責任にするのか、監督責任も入れるのかにつき検討すべきでしょう。少なくとも年金財源から出すようなことはもう大概にしていたいただきたいと思います。けじめをきちんとつけば、損害賠償がたとえ全額でなくても、国民は納得できるんじゃないでしょうか。責任のとり方というのをルール化していただいて、最終的に説明責任を果たしていただきたいと思います。以上です。

【岩瀬委員】 標準報酬についてちょっとお聞きしたいんですけども、資料3の中で不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出するのに当たって3つの条件を設定したと書かれていますが、この3つの条件が果たして適当なのかどうかというと、僕は非常に疑問を感じるんですけども、いわゆるあっせん事案の中からこの条件を決めているわけですね。サンプル数も非常に少ないし、あっせん事案全体をカバーできている条件でもないの、この条件をかけて一応オンライン上の記録約1億5000万件の中から6.9万件を拾い出したから、これで全体像を把握できたというのは、とても言えないのではないかなど。全体像をつかむべき条件というのをもう少し考えた上できちんと報告をすべきではないかと思いますが、まずそれについてお聞きしたい。

あと、被害者の救済策として、2万人に訪問調査をする。そして、1億人の人たちに標準報酬を記載したものを送るとというのが今出ているかと思いますが、この問題は社会保険庁の責任で発生した問題ですし、標準報酬を記載したものを送られても、なかなか普通の人にはわからないと思うんですね。だから、もう少し親切な救済策というのを考えた上できちんと公表しないと納得感が得られないのではないかと思いますけれども、その点、ちょっとお考えをお聞かせいただけますか。

【井上年金保険課長】 まず、3条件が適切なものかどうかということなんですけれども、この3条件につきましては、標準報酬をさかのぼった訂正のケースについて、実際に

第三者委員会であっせんが行われているような、そういう事実と反する不適正な処理と考えられるようなものはどんな特徴があるかという分析の結果から出てきたものでございます。対象となったのはあっせん事案と同様事案合わせて88件というサンプル数でございますけれども、それでやってみたところ約9割の案件はこの3つの条件すべてに該当するというので、この3つの条件すべてに該当するものというのは、非常に不適正な標準報酬の遡及訂正の可能性の高い、そういう事案が密度濃く集まっているグループであろうということで、まずそこから、特に年金受給者の方を優先的に記録の確認をしていただく。そして不適正な事案、具体的な事案を1つ1つつかんでいって、中には、いろんな物的証拠が残っていたり、いろいろ具体的な証言の得られる事案も2万件やっていく中で出てくることが考えられますので、そういったものを手がかりに実態解明につなげていく一つの大きなステップにしていくという考えでございます。

一方で、この2万件なり6万9,000件ですべての問題のある事案がカバーできているかということ言えば、一つは、例えばオンライン化後に処理が行われたものしかこれではカバーできていないという問題ですとか、それからまた資格喪失日をさかのぼって訂正したというケースが含まれていないとか、そういうご指摘があるのは、十分承知しているところでございます。ただ一つ、資格期間の観点でいきますと、これは「ねんきん特別便」で資格喪失日については既にご本人にご確認いただけるような手だてを講じているということで、実際に標準報酬をさかのぼって引き下げたという形跡がありますと、いつ会社をやめたのかということをご本人に確認いただくというのは比較のご本人も気づきやすい事象ではないかと思いますが、そういった手だてを講じているということが一つございます。

それからまた、オンライン以前の分ですね。確かにオンライン以前の部分はオンライン記録からの抽出という形はできないわけでございますけれども、これについては、来年度から「ねんきん定期便」ということで標準報酬の記録も含めたお知らせをする。また、年金受給者についても、標準報酬も含めたお知らせをする。その定期便なりお知らせについては、わかりやすい説明とか、見やすいものにしていくという工夫をできるだけしていきたいと思っておりますし、また、それについてよくわからないというご相談があったときには、できるだけ丁寧な対応をしていくというようなことを心がけていきたいと、こういうふうにご考えております。

それからまた、特に、3条件のすべてではないけれども、どれか1つにでも該当している方については、さらにそういう定期便なり年金受給者全員に対するお知らせの中で注意

喚起を図る文書を同封するというのも先ほど申し上げたとおりでございます。その文書についても、できるだけわかりやすい、ご本人が見てわかりやすいものにしていく、そういう工夫をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【葛西委員長】 それでは、本日の会議は、これで終了ということで、どうもご苦労さまでございました。次回は12月5日14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。

以上